

議案第20号

令和6年度基山町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度基山町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 年間有収水量 | 1,288,192 m ³ |
| (2) 年間総処理水量 | 1,417,011 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 3,882 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 公共下水道事業 | 1,227,294 千円 |
| イ 流域下水道事業負担金 | 558,467 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- | | |
|-------------|------------|
| 第1款 下水道事業収益 | 548,905 千円 |
| 第1項 営業収益 | 224,096 千円 |
| 第2項 営業外収益 | 324,809 千円 |
| 第3項 特別利益 | 0 千円 |

支出

- | | |
|-------------|------------|
| 第1款 下水道事業費用 | 406,386 千円 |
| 第1項 営業費用 | 362,185 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 43,201 千円 |
| 第3項 特別損失 | 0 千円 |
| 第4項 予備費 | 1,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額201,006千円は、当年度分損益勘定留保資金等201,006千円で補填するものとする。）。

収入

- | | |
|-----------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,747,035 千円 |
| 第1項 企業債 | 1,146,400 千円 |
| 第2項 補助金 | 594,877 千円 |
| 第3項 負担金 | 43 千円 |
| 第4項 基金繰入金 | 5,715 千円 |

支出

第1款 資本的支出	1,948,041千円
第1項 建設改良費	1,785,761千円
第2項 企業債償還金	123,151千円
第3項 投資	38,129千円
第4項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	1,146,400	普通貸借	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,146,400千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的収入及び支出のうち第1款下水道事業費用第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的収入及び支出のうち第1款資本的支出第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 25,316千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,470千円である。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月22日原案可決